

伝統産業事業者の皆様のごグループでの取組を支援します！

伝統産業新規展開促進事業費補助金 (グループ補助金) のご案内

長引くコロナ禍の苦境を乗り越え、積極的に新たな需要開拓に向けた新商品開発や新たなビジネスモデルの構築を図ろうとする伝統産業事業者等を支援することを目的として、本事業を実施します。

皆様からのご応募をお待ちしております。

募集期間

令和4年3月23日(水) ~ 5月31日(火)

※申請書類に不備がある場合は受付できませんので、期日まで余裕をもってご提出ください。
(不備がある場合は、補正の上、上記期間内に再提出いただく必要があります。)

補助対象者

- ①産地組合等
- ②産地組合等の組合員である伝統産業事業者
- ③産地組合等から推薦を受けた伝統産業事業者
- ④京もの認定工芸士又は京の名工が役員となっている法人又は当該者である個人事業主
- ⑤前各号の者と連携して補助対象事業を行う者(連携事業者)

上記①～⑤に該当する者で構成されるグループ
(2者以上) が補助対象者となります。

補助対象事業

- 新たな販路開拓に向けた商品開発事業
- 生産や販売、サービスの提供など、新しいビジネスモデルを具体的に実践するための事業

※従来製造していた商品と市場が重複するものや派生商品の開発、
また、在庫品や既存商品の販売事業等は補助対象とはなりません
ので、ご注意ください。

補助率・補助限度額

	補助上限額	補助下限額	補助率
グループ構成員の内、要領第3条第1項第1号から第4号に該当する者（上記補助対象者の①～④）が5者以上の場合	5,000千円	2,400千円	4分の3以内
同4者の場合	3,600千円	1,800千円	
同3者の場合	2,400千円	1,200千円	
同2者の場合	1,400千円	600千円	

※グループ構成員の半数以上は上記補助対象者の①～④に該当する者である必要があります。
※グループ構成員は補助金の交付申請を行うかどうか選択可能です。（補助対象者⑤を除く。）
※補助限度額は、グループ構成員の内、補助金の交付申請を行う者の合計額となります。

補助対象経費

- ・旅費（補助対象事業に直接関与する担当者の事業活動に必要な旅費・交通費、宿泊費）
- ・原材料費・消耗品費（事業遂行に必要な資材・部品・消耗品等の購入経費）
- ・機器・備品等賃借料等（機械装置及び設備・備品のリース料・レンタル料等）
- ・外注・委託費（デザイン料、プロデュース料、システム開発費、一部部品の製造委託等）
- ・その他直接経費（会議費、広報費、通訳料・翻訳料、試験費、雑務費等）

補助対象期間

交付決定日 ～ 令和5年1月31日（火）

※指令前着手届を提出された場合は、交付決定日以前の活動に要した経費についても、対象になる場合があります。

応募方法

応募方法の詳細や様式等は、京都府HPからダウンロードしてください。

（提出期限：5月31日（火）17時、郵送の場合同日消印有効）

URL：https://www.pref.kyoto.jp/senshoku/news/r4shinkitenkai_group.html



【提出先・問合せ先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府 商工労働観光部 染織・工芸課

TEL：075-414-4856 E-mail：senshoku@pref.kyoto.lg.jp